

昭和三十二年法律第百六十六号

核原料物質、

行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

(変更の許可及び届出)

**第六条** 第三条第一項の指定を受けた者(以下「製鍊事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を变更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子弹規制委員会の許可を受けなければならない。

ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを变更しようとするときは、この限りでない。

製鍊事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を变更したときは、变更の日から三十日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを变更したときも、同様とする。

3 第四条の規定は、第一項の許可に準用する。  
(事業開始等の届出)

**第七条** 製鍊事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

**第八条** 製鍊事業者である法人の合併の場合(製鍊事業者である法人と製鍊事業者でない法人が合併する場合において、製鍊事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る製鍊の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子弹規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により製鍊の事業の全部を承継した法人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 第四条第一号及び第三号並びに第五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

**第九条** 製鍊事業者について相続があつたときは、相続人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製鍊事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その

行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

(変更の許可及び届出)

第三条第一項の指定を受けた者(以下「製鍊事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を变更しようとするときは、原子弹規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて第一項の指定を取り消すことができる。

一 第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとればならない事項を許可を受けないでしたと反したとき。

三 第十一条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製鍊の事業を廃止したとき。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したとき。

十 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

(記録)

**第十一条** 製鍊事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、製鍊の事業の実施に関する原子弹規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核燃料物質の防護規制委員会に届け出なければならない。

(核燃料物質の防護規制)

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、前項の規定により核燃料物質の防護規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核燃料物質の防護管理者を選任しなければならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核燃料物質の防護規制を守らなければならない。

(核燃料物質防護管理者)

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質の防護規制に従わなければならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質の防護規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核燃料物質の防護規制を守らなければならない。

(核燃料物質防護管理者の義務等)

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質の防護規制がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核燃料物質防護規制の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核燃料物質防護管理者の解任命令)

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による汚染の除去のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(核物質防護規定)

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質による汚染の除去のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

(核物質防護管理者の解任命令)



出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。  
 (設計及び工事の計画の認可)

**第十六条の二 加工施設の設置又は変更の工事**  
 (核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 加工施設が第十六条の四の技術上の基準に適合するものであること。

三 加工事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

四 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合、その設計及び工事の計画を変更した後の開始の後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

**第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。**

**第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。**

**(合併及び分割)**

**第十八条 加工事業者である法人の合併の場合(加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る加工の事業の全部を承継せざる場合に限る。)において当該合併又は分割したもの(合併したものを含む。)に従つて行われたものであること。**

**二 次条の技術上の基準に適合するものであること。**

加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めることにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により加工施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

**(加工施設の維持)**

**第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。**

**(定期事業者検査)**

**第二十条 加工事業者は、加工事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。**

二 原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

**第二十一条 加工事業者は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律五百六十六号)第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。**

二 原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

**第二十二条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。**

**(記録)**

**第二十三条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工の事業の実施に關し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。**

**(保安及び特定核燃料物質の防護のため講ずべき措置)**

**第二十四条 加工事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところによ**







2 前項の規定により試験研究用等原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。  
 (許可の取消し等)

**第三十三条** 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に試験研究用等原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでし

三 第三十六条又は第三十六条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第二項において準用する第七十二条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二第二項において準用する第八条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の二の二第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二の二第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十一条の二第二項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 港則法(昭和二十三年法律第七百七十四号)第四十条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による处分又は同法第四十条第二項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。

二十一 港則法(昭和二十三年法律第七百七十四号)第四十条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。

二十二 原子力規制委員会は、外國原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号、第十三号、第十四号又は第二十号に掲げるとき。

二 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

三 第六十二条の二第二項の条件に違反したとき。

**(記録)**

**第三十四条** 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉の運転その他試験研究用等原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は試験研究用等原子炉設置者の事務所)に備えて置かなければならぬい。

**第三十五条** 試験研究用等原子炉設置者及び外國原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保全

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次項において同じ。)において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつた場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉設置者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために講すべき措置に係る事項を通知するものとする。)

四 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者は外國原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講すべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長(港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十五条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長)に対し、当該原子力船の航行に関する規制をすべきことを指示するものとする。

**(施設の使用の停止等)**

**第三十六条** 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第二十四条第一項第三号の基準に適合していないと認めるととき、試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合していないと認めるととき、又は試験研究用等原子炉施設の保全、試験研究用等原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その試験研究用等原子炉設置者は又は外國原子力船運航者に対し、当該試験研究用等原子炉施設の使用の停止、改修、修理又は移転、試験研究用等原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者又は外國原子力船運航者に対し、是正措置等を命ずることができる。

**(原子力船の入港の届出等)**

**第三十六条の二** 試験研究用等原子炉設置者(試験研究用等原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。)は、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 外國原子力船運航者は、外國原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。







員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

**第二 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。(相続)**

**第四十三条の三の十九** 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

**第二 前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を(許可の取消し等)**

**第四十三条の三の二十** 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の第五項の許可を取り消すことができる。

**第二 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。**

**一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいづれかに該当するに至つたとき。**

**二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。**

**三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。**

**四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。**

**五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。**

**六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十二条の規定による命令に違反したとき。**

**七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。**

**第八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。**

**九 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。**

**十 第四十三条の三の二十九第一項の規定に違反したとき。**

**十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。**

**十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。**

**十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。**

**十四 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。**

**十五 第四十三条の三の三十四第二項の規定に違反したとき。**

**十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。**

**十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。**

**十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。**

**十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。**

**二十 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。**

**二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。**

**二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条の規定に違反したとき。**

**二十三 第六条又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。**

**(記録)**

**第四十三条の三の二十一** 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。(保安規定)

**二** **第四十三条の三の二十二** 発電用原子炉設置者は、次的事項について、原子力規制委員会規則は、次の事項について講ずべき措置

**一 第四十三条の三の二十二** 発電用原子炉設置は、定めるところにより、保安のため必要な措置(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。)を講じなければならない。

**二** **発電用原子炉の運転**

**三** **核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。**

**一** **発電用原子炉施設の保全**

**二** **核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。**

**三** **核燃料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。**

**二** **発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。**

**(発電用原子炉の譲受け等)**

**第四十三条の三の二十三** 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反して、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

**二** **原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができるものとする。**

**(保安規定)**

**第四十三条の三の二十四** 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受ければ置かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**二** **原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。**

**一** **第四十三条の三の二十七** 発電用原子炉設置者は、次の事項について講ずべき措置

**二** **第四十三条の三の二十六** 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

**二** **第四十条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。**この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原子炉の」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。

**二** **原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。**

**一** **第四十三条の三の二十七** 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する

場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

**第四十三条の三の二十八** 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは、「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

(発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価)

**第四十三条の三の二十九** 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るために、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならぬ。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置をし

びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準に依る設備すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

ハ 未だ実施するための体制を整備すること。

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他の原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉について、原子力規制委員会規則で定められる場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届けられた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対して、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

(発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明)

**第四十三条の三の三十** 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

式証明

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三条の三の六第一項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明を行ふ。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

3 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行なうことができる。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができるものであること。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたもの）の以下のいずれかに該当する場合には、当該指定外機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならぬ。第四十三条の三の六第一項の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるとときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたもの）の以下のいずれかに該当する場合には、当該指定外機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するため特に必要があると認めて当該職員に指定された機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

4 第一項の指定の手続その他の型式の指定に関する事項は、原子力規制委員会規則で定めること。

5 第一項の指定は、当該型式設計特定機器が第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」といいう。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

6 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の



運転に伴い、発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第十六号の二において同じ。)の貯蔵(試験研究用等原子炉設置者、外國原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備(以下「使用済燃料貯蔵設備」という。)において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。)の事業を行おうとする者は、政令で定めることにより、原子力規制委員会の許可を受けるなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設(以下「使用済燃料貯蔵施設」という。)を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(許可の基準)

**第四十三条の五** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められたときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

たときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときは、同様とする。

3 第四十三条の五の規定は、第一項の許可に準用する。  
(設計及び工事の計画の認可)

第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。  
(使用前事業者検査等)

第四十三条の六 次の各号のいすわかれに該当する者には、第四十三条の四第一項の許可を与える。  
一 第四十三条の十六第二項の規定により第四十三条の四第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者  
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者  
三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者  
四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの（変更の許可及び届出）

第四十三条の七 第四十三条の四第一項の許可を受けた者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。）は、同条第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りない。

二 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十五第一項に規定する場合を除き、第四十三条の四第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更し

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。  
(許可の欠格条項)

たときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。	第四十三条の五の規定は、第一項の許可に準用する。
(設計及び工事の計画の認可)	第四十三条の八 使用済燃料貯蔵施設の設置又は
変更の工事(使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く)をしようとする使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところによつて、原工事に着手する前に、その設計及び	工事の方針その他工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、使用済燃料貯蔵施設の一部が消失し、若しくは損壊した場合は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。
前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた	(使用前事業者検査等)
第四十三条の九 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする使用済燃料貯蔵施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	前項の検査(次項及び第四十三条の二十一第一項において「使用前事業者検査」という。)においては、その使用済燃料貯蔵施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。
一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の原工事の方針その他工事の計画と同一のものとししたものと含む。)に従つて行われたものであつた。	6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合とは、この限りでない。

十三条の四第一項の許可を取り消され取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を適確に行なうことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの（変更の許可及び届出）

**第四十三条の七 第四十三条の四第一項の許可を受けた者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」とい**

たときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

第四十三条の五の規定は、第一項の許可に準用する。

(設計及び工事の計画の認可)

**第四十三条の八** 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事(使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方針その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、使用済燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするとときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会の規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合するものであること。

前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同一項目に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、

第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。  
(使用前事業者検査等)

二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合するものであること。

前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

使用済燃料貯蔵事業者は、第一項のとおり規定期によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。  
使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査により使用済燃料貯蔵施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。  
(使用済燃料貯蔵施設の維持)









違反していると認めるときは、再処理事業者に  
対し、是正措置等を命ぜることができる。

**第五十条** 再処理事業者は、原子力規制委員会規

則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるとときは、再処理事業者に対し、保安規定の変更を命ぜることができる。

4 再処理事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。

（核燃料取扱主任者）

第五十条の二 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 第二十二条の二第二項、第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

（核物質防護規定）

第五十条の三 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。

## 第五十条の三 再処理（核物質防護規定）

**第五十条の二** 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、核燃料取扱主任を選任しなければならない。  
2 第二十二条の二第二項、第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。  
**(核物質防護規定)**

する事項  
イ 第四十六条の二の技術上の基準において

前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該再処理施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならぬ。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十六条の二の技術上の基準において設置すべきものと定められてるもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならない。

汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める再処理の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

再処理事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なる再処理事業者とみなす。

により指定を取り消された再処理事業者又は処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以同じ。」は、第四十六条の二、第四十六条の二及び第四十七条から第五十条の四の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）適用について、第四項において準用する第二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

旧再処理事業者等は、原子力規制委員会規定で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会

第三条の二 再処理事業者は、廃不規範委員会規則で定めるところにより、その再処理施設における安全性の向上を図るため、原子力

表するものとする。  
（廃止措置実施方針）

**(指定の取消し等に伴う措置)**

2 第二十二条の三第二項、第二十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製鍊事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「製鍊施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。  
(再処理施設の安全性の向上のための評価)

で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした再処理事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

「二項及び前項」と、同条第五項及び第六項「第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」を指す。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号の  
いずれかに該当すると認めるときは、前項の認

核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうち

則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

第二条の第三項に規定する者は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項

**第五十条の四** 再処理事業者は、第四十八条第二項二見三一の易々二は、手三該然斗切質の万隻  
**(核物質防護管理者)**

ひ分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の

定めるところにより、当該廃止措置に関する  
画（次条において「廃止措置計画」という。）

**第五十条の五 再処理事業（事業の廃止に伴う措**

業者は、その事業を廢置)

則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十一条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第五十一條第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは、「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは、「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは、「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは、「第五十一條第一項」と、「加工事業者」とあるのは、「再処理事業者」と、「第十六条の四、第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは、「第四十六条の二、第四十六条の二の二及び第五十条の二」と読み替えるものとする。

## 第七章 廃棄の事業に関する規制等

### 第一節 廃棄の事業に関する規制等

(事業の許可)

**第五十条の二** 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉設置、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるもの（次号において「第一種廃棄物」という。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」とい

う。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて第一種廃棄物以外のもの（第五十一条の二十四の二第一項において「第二種廃棄物」という。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「第二種廃棄物埋設」とい

う。）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間ににおいて行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」とい

う。）

2 前項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第一種廃棄物埋設事業者」という。）は、同項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第一種廃棄物埋設事業者」という。）の許可を受けた者（以下「第一種廃棄物埋設の事業に係る事業者」とい

う。）において第一種廃棄物埋設地及びその附属施設（廃棄物埋設地）を設立することができる。（以下同じ。）をいう。第五十一条の六第一項及び第五十二条の二第一項において同じ。）において第二種廃棄物埋設を行うことができる。

3 第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物埋設施設」とい

う。）を設置する事業所の名称及び所在地

三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量

四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位

置、構造及び設備並びに廃棄の方法

五 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けようとする者にあつては、放射能の減衰に応じた

第六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事計画

七 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

**第五十一条の三** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可があつた場合においては、その

申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経営的基礎があること。

2 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

3 前条第三項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることを。

（許可の欠格条項）

**第五十二条の四** 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条の二第一項の許可を与えない。

一 第五十二条の十四第二項の規定により第五十二条の二第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

に前三号のいずれかに該当する者のあるもの（変更の許可及び届出）

五 第五十二条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）は、同条第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めることにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

六 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けようとする場合を除き、第五十二条の二第三項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日のから三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

7 第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定期

2 廃棄事業者は、第五十二条の十三第一項に規定する場合を除き、第五十二条の二第三項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日のから三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第五十二条の三の規定は、第一項の許可に準用する。

（廃棄物埋設に関する確認）

**第五十二条の六** 第五十二条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行なう場合には、その廃棄物埋設施設においては、次の廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めることにより、原子力規制委員会の確認を行なう場合においては、その廃棄物埋設施設

（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めることにより、原子力規制委員会の確認を行なう場合においては、その廃棄物埋設施設

（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定めることにより、原子力規制委員会の確認を行なう場合においては、その廃棄物埋設施設

規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると

前二項の語句を用ひねば可いが、第一項の語句を用ひねば可い。

を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

## 二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設第五十二条の二の枝句三の基準二

第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業  
適合するものであること。

者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない時、工事をする場合は、工事の開始の

い一時的か二重をやる場合は二重の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出ることとする。

第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書き出なければならない。

の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場

合は、その設計及び工事の計画を変更した後、屋帶なく、その変更した設計及び工事の計画を

原子力規制委員会に届け出なければならない。  
そこで、原子力規制委員会規則で定める場合

が万円、販売不規制委員会規制一定の場合は、この限りでない。

**第五十一条の八** 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物前事業者査定等)

棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めることにより、設置又は変更の工事をする

特定第一種廃棄物埋設施設設又は特定廃棄物管理施設について検査を行ひ、その結果を記録し、

これを保存しなければならない。

前項の修正済み及び第三十二条の八第一項において「使用前事業者検査」という。)に

においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が次の各号のいずれにも適

合していることを確認しなければならない。

受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める経数を変更を

したものを含む。)に従つて行われたもので

あること  
二次条の技術上の基準に適合するものである

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理条例事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制

検査により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(特定第一種廃棄物埋設施設等の維持)

**第五十一条の九** 第一種廃棄物埋設事業者は廃棄物管理事業者は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

(定期事業者検査)

**第五十一条の十** 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物埋設施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二五五第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

前項の検査(次項及び第五十一条の十八第一項において「定期事業者検査」という。)においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

ない法人が合併する場合において、廃棄事業者である法人が存続するときを除く。又は分割の場合（当該許可に係る廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により廃棄の事業の全部を承継した法人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 第五十一条の三第一号及び第三号並びに第五十二条の四の規定は、前項の認可に準用する（相続）

**第五十一条の十三 廃棄事業者について相続がなつたときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承継する。**

2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。（許可の取消し等）

**第五十一条の十四 原子力規制委員会は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十五条の二第一項の許可を取り消すことができる。**

2 原子力規制委員会は、廃棄事業者が次の各旨のいずれかに該当するときは、第五十五条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができること。

一 第五十一条の四第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないとしたとき。

三 第五十一条の六の規定に違反したとき。

四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条の二十二の規定による命令に違反したとき。

七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十一条の二十三第二項において準用される第五十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条の二十四第二項において準ずる第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第四項の規定に違反したとき。

十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違ったとき。

十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十六 第五十九条第一項若しくは第四項規定に違反し、又は同条第三項の規定によ命令に違反したとき。

十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項規定に違反し、又は同条第三項の規定によ命令に違反したとき。

十九 第六十二条の二第一項又は第二項の条に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条规定に違反したとき。

二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第二項、第八条第五項、第九条第七項、第十一、第六項又は第十三条の二第二項の規定によ命令に違反したとき。

(記録)

第五十五条 廃棄事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃棄物理設は廃棄物管理の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその業所に備えて置かなければならない。  
(保安及び特定核燃料物質の防護のために講べき措置)

第五十六条 第一種廃棄物埋設事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設の保全

第一項において「附屬設備」という。)の操作	三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄(廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)
第五十一条の二 第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者(以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。)は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。	種廃棄物埋設事業者」といふ。)は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
一 廃棄物埋設施設の保全	一 廃棄物埋設施設の保全
二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄(廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)	二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄(廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)
三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄(廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)	三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄(廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)
四 廃棄物管理設備の操作	四 廃棄物管理設備の操作
第五十二条の十七 原子力規制委員会は、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十二条の三の規定の基準に適合しないと認めるとき、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十二条の三の規定の基準に適合しないと認めるとき、	第五十二条の十七 原子力規制委員会は、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十二条の三の規定の基準に適合しないと認めるとき、
第五十五条の十九 廃棄物埋設地の譲受け等)	第五十五条の十九 廃棄物埋設地の譲受け等)
第五十二条の二十一 原子力規制委員会は、廃棄物取扱主任者の解任命令	第五十二条の二十一 原子力規制委員会は、廃棄物取扱主任者の解任命令
第五十二条の二十二 原子力規制委員会は、廃棄物の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄事業者に対する警告措置を講じなければならない。	第五十二条の二十二 原子力規制委員会は、廃棄物の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄事業者に対する警告措置を講じなければならない。
第五十二条の二十三 廃棄事業者は、第五十二条の十六第四項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核燃料物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。	第五十二条の二十三 廃棄事業者は、第五十二条の十六第四項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核燃料物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。
第五十二条の二十四 廃棄事業者は、当該廃棄物埋設地に係る廃棄物埋設事業者の地位を承継する。	第五十二条の二十四 廃棄事業者は、当該廃棄物埋設地に係る廃棄物埋設事業者の地位を承継する。
第五十五条の二十四 廃棄事業者は、(核物質防護管理者)	第五十五条の二十四 廃棄事業者は、(核物質防護管理者)
第五十五条の二十一 廃棄事業者は、核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに有する者のうちから、廃棄物防護管理者を選任しなければならない。	第五十五条の二十一 廃棄事業者は、核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに有する者のうちから、廃棄物防護管理者を選任しなければならない。
第五十五条の二十二 廃棄事業者は、前項の規定により廃棄物取扱主任者免状を有する者に他の原子力規制委員会規則で定める資格を有する者のうちから、廃棄物取扱主任者を選任しなければならない。これを解任したときも、同様とする。	第五十五条の二十二 廃棄事業者は、前項の規定により廃棄物取扱主任者免状を有する者に他の原子力規制委員会規則で定める資格を有する者のうちから、廃棄物取扱主任者を選任しなければならない。これを解任したときも、同様とする。
第五十五条の二十三 廃棄事業者は、(核物質防護規定)	第五十五条の二十三 廃棄事業者は、(核物質防護規定)
第五十五条の二十四 廉棄事業者は、(前項)とあるのは、「第五十五条の二十三第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは、「閉鎖措置計画」と読み替えるものとする。	第五十五条の二十四 廉棄事業者は、(前項)とあるのは、「第五十五条の二十三第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは、「閉鎖措置計画」とあるのは、「閉鎖措置計画」と読み替えるものとする。
第五十五条の二十五 廉棄事業者は、(核物質防護管理者)	第五十五条の二十五 廉棄事業者は、(核物質防護管理者)
第五十五条の二十六 廉棄事業者は、(前項)とあるのは、「第五十五条の二十四の二第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第五十五条の二十四の二第一項」と、同条第四項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護設備を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)に関する措置が前条第一項から第三項までの規定による。)に関する措置が前条第一項から第三項までの規定による。	第五十五条の二十六 廉棄事業者は、(前項)とあるのは、「第五十五条の二十四の二第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第五十五条の二十四の二第一項」と、同条第四項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護設備を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。)に関する措置が前条第一項から第三項までの規定による。



- の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 第一項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- 4 第一項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつて関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。(公害等調整委員会の裁定)
- (公害等調整委員会の裁定)
- 第五十一条の三十四 第五十一条の二十九第一項の規定による原子力規制委員会の処分に不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるものは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができる。
- 2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) 第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合について準用する。
- 第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制 第一節 核燃料物質の使用等に関する規制(使用の許可)
- 第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 製鍊事業者が核燃料物質を製鍊の事業の用に供する場合
- 二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
- 三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
- 四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合
- 五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的及び方法
- 三 核燃料物質の種類
- 四 使用の場所
- 五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合には、その予定使用期間)予定使用量
- 六 使用済燃料の処分の方法
- 七 核燃料物質の使用施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備
- 八 核燃料物質の貯蔵施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造及び設備
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備
- 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
- (許可の基準)
- 第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (許可の欠格条項)
- 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十二条第一項の許可を与えないと。
- 一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

- 三 心身の故障によりその業務を行つうことができない者として原子力規制委員会規則で定める者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)
- 第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 使用者は、第五十五条の四第一項に規定する号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条第二項第一号又は第五十二条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。
- (使用前検査等)
- 第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。
- 一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があること。
- 四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 第五十五条の四 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。
- 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (許可の取消し等)
- 第五十五条の四 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。
- 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十六条 原子力規制委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることを証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十五条の四 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないしてはならない。
- 一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 八 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。

- 三 心身の故障によりその業務を行つうことができない者として原子力規制委員会規則で定める者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)
- 第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 使用者は、第五十五条の四第一項に規定する号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条第二項第一号又は第五十二条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条の規定は、前項の認可について準用する。
- (相続)
- 第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。
- 一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技术的能力があること。
- 四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 第五十五条の四 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないしてはならない。
- 一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 八 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。











使用している者に対し、国際規制物資の返還又は譲渡を命ずることができる。

一 國際約束が停止され、若しくは廢棄され、又は國際約束の期間が満了したとき。

二 國際約束に基づき国際規制物資の供給当事國政府（国際機関を含む。以下同じ。）が購入優先権を行使したとき。

（使用の廃止等の届出）

**第六十一条の九の二** 国際規制物資使用者は、国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしたときは、第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、第六十一条の五の二第一項又は第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（使用の廃止等に伴う措置）

**第六十一条の九の三** 旧国際規制物資使用者（第六十一条の六の規定により許可を取り消された国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者をいう。次項において同じ。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散（国際特定活動の届出）

2 前項の規定により届出をしようとする者は、前項の規定により届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（使用の廃止等に伴う措置）

**第六十一条の九の三** 旧国際規制物資使用者（第六十一条の六の規定により許可を取り消された国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者をいう。次項において同じ。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散（国際特定活動の届出）

（情報処理業務の委託）

**第六十一条の十** 原子力規制委員会は、国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資すると認めるとときは、政令で定めるところにより、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務（以下「情報処理業務」という。）をその指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に行わせることができる。

（指定）

**第六十一条の十一** 前条の指定は、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。（指定の基準）

**第六十一条の十二** 原子力規制委員会は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるとときでなければ、同条の指定をしてはならない。

（業務の実施義務）

**第六十一条の十五** 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

（業務規定期定）

**第六十一条の十六** 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定（以下この節において「業務規定」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制委員会規則で定める。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が情報処理業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ぜることができる。

（情報処理業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。）

二 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 予定活動期間

3 第一項の規定による届出をした者（以下「国際特定活動実施者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした者（以下「国際特定活動実施者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（指定の欠格条項）

**第六十一条の十三** 次の各号の一に該当する者は、第六十一条の十の指定を与えない。

一 第六十一条の二十一の規定により第六十一条の十の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者

3 第六十一条の十四 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

（名称等の変更）

**第六十一条の十五** 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

（業務の実施義務）

**第六十一条の十九** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

**第六十一条の二十** 指定情報処理機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

**第六十一条の二十一** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の十の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六十一条の十四、第六十一条の十五、第六十一条の十七又は前条の規定に違反したとき。

三 第六十一条の十六第一項の認可を受けた業務規定によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第六十一条の十六第三項又は第六十一条の十九の規定による命令に違反したとき。

（公示）

**第六十一条の二十二** 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の十の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十の許可をしたとき。  
 三 前条の規定により指定を取り消したとき。  
 (報告徵収等)

**第六十一条の二十三** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に關し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第三節 指定保障措置検査等実施機関**  
 (指定保障措置検査等実施機関)

**第六十一条の二十三の二** 原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という)の全部又は一部を行わせることができる。

第一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

第二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の実施指示書に基づいて行う保障措置検査

第三 第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認

第四 第六十一条の二十三の二の規定により、前項の実施指示書に基づいて行う保障措置検査等実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第五 第六十一条の二十三の五の規定によつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。(指定の欠格条項)

第六 第六十一条の二十三の十六の規定により第61条の二十三の二の指定を取り消され、又は取消しの日から二年を経過していない者

第七 第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行おうとする者の申請により行つ。前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定めるもの

(指定)

2 記載した申請書に原子力規制委員会規則で定めるもの

(指定)

3 第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措

置検査等実施業務を行おうとする者の申請によ

り行つ。前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定め

る書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所

在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるもの

四 原子力規制委員会は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措

置検査を行わないものとする。

(指定の基準)

**第六十一条の二十三の四** 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めることでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 原子力規制委員会規則で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が原子力規制委員会規則で定める数以上であること。

二 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。(指定の欠格条項)

第六 第六十一条の二十三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二十三の二の規定により第61条の二十三の二の指定を取り消される者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることのなくなつた後、2年を経過していない者

三 その業務を行つる者、うち、次のいずれかに該当する者のある者

第一 第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措

置検査等実施業務を行おうとする者の申請によ

り行つ。前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定め

る書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所

在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるもの

四 原子力規制委員会は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措

置検査を行わないものとする。

(指定の基準)

**第六十一条の二十三の六** 指定保障措置検査等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

(名称等の変更)

**第六十一条の二十三の七** 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行つべきことを求めようとするときは、当該保障措置検査の日時、場所その他原子力規

制委員会規則で定める事項(第六十一条の八の八の第二項第四号の規定によりされたべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む)を記載した実施指示書を交付するものとする。この場合において、実施指示書に記載される内容は、当該保障措置検査に当たつて行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項について対処する必要が生じたときは直ちに原子力規制委員会の指定する当該職員に通報すべき旨を含むものでなければならない。

二 指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施指示書の交付を受けたときは、当該実施指示書に記載された内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者(以下「保障措置検査委員」という)に当該保障措置検査を実施させなければならぬ。

三 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任は、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

四 指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

五 指定保障措置検査等実施機関の役員及び職員は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対して、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

**第六十一条の二十三の九** 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(区分経理)

**第六十一条の二十三の十** 国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

**第六十一条の二十三の十一** 指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任等)

**第六十一条の二十三の十二** 指定保障措置検査等実施機関の役員及び職員は、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

二 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行つたときは、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

(業務規定)

**第六十一条の二十三の八** 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規

定(以下の節において「業務規定」という。)

を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

二 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制委員会規則で定める。

三 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ぜることができる。

(監督命令)

**第六十一条の二十三の十三** 保

障措置検査の業務

に從事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令によ

り公務に從事する職員とみなす。

(監督命令)

**第六十一条の二十三の十四** 原子力規制委員会は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対する規

定(以下の節において「業務規定」という。)

を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

二 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制委員会規則で定める。

三 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適當となつたと認めるときは、その変更を命ぜることができる。

(監督命令)

し、保障措置検査等実施業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

**第六十一条の二十三の十五** 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

**第六十一条の二十三の十六** 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の二十の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行つたとき。

四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一

条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の十四の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。

六 第六十一条の二第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

**第六十一条の二十三の十七** 指定保障措置検査等実施機関は、帳簿を備え、保障措置検査等実施業務に關し原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、原子力規制委員会規則で定めることにより、保存しなければならない。

(原子力規制委員会による保障措置検査)

**第六十一条の二十三の十八** 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十六の規定により指定保障措置検査等実施機関に対し保障措置検査等実施の二十三の十五の許可を受けたとき、又は指

業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六

十一条の二十三の十六の規定により指定保障措置検査等実施機関に対し保障措置検査等実施の二十三の十五の許可を受けたとき、又は指

業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

により保障措置検査の業務若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該保障措置検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定保

障措置検査等実施機関が天災その他の事由

により保障措置検査の業務若しくは一部を

実施することが困難となつた場合において必

要があると認めるときは、当該保障措置検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

### 第十三章 雜則

(海洋投棄の制限)

**第六十二条** 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をし

2 原子力規制委員会が前項の規定により保障措

置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場

合、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条

の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の

業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第

六十三条の十六の規定により原子力規

制委員会が指定保障措置検査等実施機関の指定

を取り消した場合における保障措置検査の業務

の引継ぎその他の必要な事項については、原子

力規制委員会規則で定める。

(公示)

**第六十二条の二十三の十九** 原子力規制委員会

は、次の場合には、その旨を官報で告示するも

のとする。

一 第六十一条の二十三の二の指定をしたと

き。

二 第六十一条の二十三の六の規定による届出

(名称又は住所に係るものに限る) があつた

とき。

三 第六十一条の二十三の十五の許可(保障措

置業務に係るものに限る) をしたとき。

四 第六十一条の二十三の十六の規定により指

定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全

部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により原子力規制委員会

が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を

自ら行うものとするとき、又は自ら行つてい

た保障措置検査の業務の全部若しくは一部を

行わないこととするとき。

(準用)

**第六十二条の二十三の二十** 第六十一条の十七、

第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規

定は、指定保障措置検査等実施機関について準

用する。この場合において、第六十一条の十八

中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査

の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情

報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施

業務」と読み替えるものとする。

(原子力規制委員会規則への委任)

**第六十二条の二十三の二十一** この節に定めるも

のほか、指定保障措置検査等実施機関の財務

及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に

関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定

てはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させるこという。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

(指定又は許可の条件)

**第六十二条の二** この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附すことができる。

2 第六十一条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第六十三条第一項、第二十三三条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の四第一

項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国

際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付すことができる。

3 前二項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。(原子力施設等に係る基準の明確化)

**第六十二条の二の二** 原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設等に係る基準を定めに當たつては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設等の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に努めるものとする。

(主務大臣等への報告)

**第六十二条の三** 原子力事業者等(核原料物質使

用者を含む。以下この条において同じ。)は、原子力施設等に関し人の障害が発生した事故(人の障害が発生するおそれのある事故を含む

)、原子力施設等の故障その他の主務省令(次

の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、

当該各号に定める大臣又は委員会(以下この条

において「主務大臣」という。)の発する命令

を警察官又は海上保安官に通報しなければなら

ない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨

を警察官又は海上保安官に通報しなければなら

ない。

**第六十四条** 原子力事業者等(原子力事業者等か

ら運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)は、その所持する核燃料物質若しくは、その所持する核燃料物質について盗取、所用濫用者等による損害が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

**第六十五条** 原子力事業者等(原子力事業者等か

ら運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)は、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合において同様の事象が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨

を警察官又は海上保安官に通報しなければなら

ない。

**第六十六条** 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一

項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質に

よつて汚染された物は、海洋投棄をし

てはならない。合にについては、内閣府令)をいう。以下この条において同じ。)で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣(同項の規定による届出をした場合には、都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

(主務大臣等への届出)

**第六十六条** 原子力規制委員会は、第一

項の場合は、主務大臣等への届出をした場合には、都道府県公安委員会に報告しなければならない。

よつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

一 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉施設者、發電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧發電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）並びにこれらの人々から運搬を委託された者（原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ原子力規制委員会又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 受託貯蔵者、原子力規制委員会

（特定原子力施設の指定）

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、發電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設若しくは廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止に必要であると認めるときは、同項第一項の措置（同項第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。）を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができ

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該特定原子力施設について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。

（実施計画）

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならぬ。

5 特定原子力施設の特例

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第六十五条 削除

（原子力規制委員会に対する申告）

第六十六条 原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を原子力規制委員会に申告することができる。

2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを利用的理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。（報告微収）

第六十七条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に「包括的核実験禁止条約機関」という。又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験

委員会とする。）に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

2 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、前項に規定による報告の微収のほか、同項の規定によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止す

3 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 特定原子力事業者等（外國原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十七項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、特定原子力事業者等に対し、必要な報告をさせることができる。

6 特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

8 第六十一条の二の二第三項から第五項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第三項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

禁止条約機関又は当該締約国政府に対する説明を行つたために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

原子力規制委員会は、第六十八条の二第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関する報告をさせることができる。(原子力検査官)

第六十七条の三 原子力規制委員会に、原子力検査官を置く。

2 原子力検査官は、原子力規制検査若しくは第六十四条の三第七項の検査又は第十二条の六第八項(第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む)、第十二条の七第九項(第二十二条の九第五項、第四十三条の三三四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第六十六条第一項、第六十七条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十一条第一項、第二十一項、第六条第一項、第六十七条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第二十一条第一項、第二十一条第一項、第二十六条第一項、第二十一条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第二十一条第一項、第二十一条第一項、第二十一項、第三項及び第四項、第四十三条の三の九第一项及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項、第四十三条の三の七第一項、第四十三条の八第一項及び第二項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十五条の二第三項、第五十八条第二項、第五十九条第二項(原子力規制委員会の確認に限る)。若しくは第六十一条の二第一項の確認に関する事務に従事する。

3 原子力検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。(立入検査等)

第六十八条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項及び第九項に規定する者並びに国際規制物質使用者、国際規制物質使用者、国際規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項及び第九項に規定する者並びに国際規制委員会と特定活動実施者については原子力規制委員会と

する。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定)の施行に必要な限度において、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核燃料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第六十七条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第二十一条第一項、第二十一項、第三項及び第四項、第四十三条の三の九第一项及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項、第四十三条の三の七第一項、第四十三条の八第一項及び第二項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十五条の二第三項、第五十八条第二項、第五十九条第二項(原子力規制委員会の確認に限る)。若しくは第六十一条の二第一項の確認に関する事務に従事する。

3 原子力検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。(立入検査等)

第六十八条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項及び第九項に規定する者並びに国際規制物質使用者、国際規制物質使用者、国際規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項及び第九項に規定する者並びに国際規制委員会と特定活動実施者については原子力規制委員会と

その他の必要な試料を収去させることができるものとする。前項の規定により外務大臣の指定する当該職員が立ち会う場合について準用する。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第八項の規定による立入検査の実施を確保するため必要な限度において、当該職員に、国際規制物質使用者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物質の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定する当該職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行なう障壁措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物質の移動を監視するため必要な封印をし、又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、当該職員に、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物質その他の物の移動を監視するために必要な封印を取り付けさせることができる。

8 第一項から第四項までの規定による立会いの下に、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定する当該職員が立ち会う場合について準用する。

10 原子力規制委員会は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、当該職員に、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物質の移動を監視するため必要な封印をし、又は装置を取り付けさせることができる。

11 原子力規制委員会は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、当該職員に、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物質の移動を監視するため必要な封印をし、又は装置を取り付けさせることができる。

12 国際原子力機関の指定する者は、原子力規制委員会の指定する当該職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物質の移動を監視するため必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

13 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立会いの下に、国際規制物質の移動を監視するため必要な封印をし、又は装置の取付けのほか、原子力規制委員会の指定する当該職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物質その他の物の移動を監視するため必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

14 何人も、第十項から前項までの規定により立入検査のほか、原子力規制委員会の指定する当該職員(政令で定める場合にあっては、原子力規制委員会の指定する当該職員及び外務大臣の指定する当該職員。第十三項において同じ。)の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

15 第六十九条の二 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、原子力規制委員会の指定する当該職員及び外務大臣の指定する当該職員の立会いの下に、条約で定める範囲内において、包括的核実験禁止条約機関が指定する区画内の土地又は工作物に立ち入り、土地、工作物その他必要な物件を撮影し、放射能水準を測定し、地震を





事情を勘案して政令で定めるもの及び国立健康危機管理研究機構については、適用しない。  
(国に対する適用)

**第七十六条** この法律の規定は、前条及び次章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

#### 第十四章 訴則

**第七十七条** 第核爆発を生じさせた者は、七年以下の拘禁刑に処する。

**第二項** 前項の罪の未遂は、罰する。

**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一項** 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つたとき。

**第二項** 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項又は第五十二条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

**第三項** 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つたとき。

**第四項** 第二十三条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置したとき。

**第五項** 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。

**第六項** 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子力船を含む)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けたとき。

**第七項** 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置したとき。

**第八項** 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。

**第九項** 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つたとき。

**第十項** 第四十四条第一項の規定を受けないで再処理の事業を行つたとき。

**七の二** 第五十五条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行つたとき。

**八** 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用したとき。

**九** 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反したとき。

**第七十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一項** 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第三条第二項(第二号、第三号又は第五号に掲げる事項)を変更したとき。

**第二項** 第十一条の二第二項、第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三条の二第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る)の規定による命令に違反したとき。

**第三項** 第十二条の六第二項、第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る)の規定による命令に違反したとき。

**第四項** 第十二条の六第七项(第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二第二項、第五十五条の四第二項、第五十九条第四项(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く)の規定による命令に違反したとき。

**第五項** 第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の三十五第二項、第四十三条の二第二项(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く)の規定による命令に違反したとき。

**第六項** 第十二条の七第三项(第二十二条の九第三项、第四十三条の三の三第三项、第四十三条の三の三十五第三项、第四十三条の二第二项、第五十五条第三项、第五十九条第三项(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く)の規定による命令に違反したとき。

**第七項** 第十二条の七第八项(第二十二条の九第五项、第四十三条の三の三第四项、第四十三条の三の三十五第四项、第四十三条の二第二项、第五十五条第四项(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く)の規定による命令に違反したとき。

**第八項** 第二十二条の八第一项の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。

**第九項** 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**第十項** 第二十六条第一項の規定に違反して、同項の変更又は保持をしたとき。

**第十一項** 第二十八条第三项の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用したとき。

**第十二項** 第四十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

**第十三項** 第四十三条の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したと

**二項** 第五十五条の三第二項、第五十五条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反したとき。

**三項** 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の三の十一第一項、第二十八条第一項、第四十六条の三第一項、第二十九条第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

**四項** 第十六条の五第一項若しくは第三項又は第十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三项若しくは第四項、第四十三条の十一第一項若しくは第三項、第四十三条の二第二項若しくは第三項又は第十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の二第二项(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**五項** 第十六条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じたとき。

**六項** 第十二条の六第二項、第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三条の二第二项(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る)の規定による命令に違反したとき。

**七項** 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用したとき。

**八項** 第十六条の三第一項若しくは第三項、第四十三条の二第二项(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**九項** 第二十二条の二第二項の規定に違反したとき。

**十項** 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**十一項** 第二十六条第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用したとき。

**十二項** 第二十八条第三项の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したと

受けないで第十三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更したとき。

**六の二** 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第二十九条第一項、第四十六条の三第一項、第二十九条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは虚偽の報告をしたとき。

**六の三** 第十二条の三第一項若しくは第三項、第四十三条の二第二项(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**六の四** 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を譲り受けたとき。

**六の五** 第四十二条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つたとき。

**六の六** 第四十四条第一項の規定を受けないで再処理の事業を行つたとき。

**六の七** 第四十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十三条第二項(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**六の八** 第四十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項(第二号から第八号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

**六の九** 第四十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

**六の十** 第二十六条第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用したとき。

**六の十一** 第二十八条第三项の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したと

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更したとき。

十三の四 第四十三条の三の十一第三項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用したと定められたとき。

十三の五 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反したとき。

十三の六 第四十三条の三の三十二第二第一項又は十三の七 第四十三条の三の三十二第九項の規定による認可を受けなければならぬ場合において、これらの認可を受けないで発電用原子炉を運転したとき。

十三の八 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十四 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

十五 第四十三条の九第三項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用したとき。

十六 第四十三条の二十二第一項の規定に違反したとき。

十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更したとき。

十八 第四十六条第三項の規定に違反して再処理施設を使用したとき。

十九 第五十条の二第一項の規定に違反したとき。

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際定による届出をしないで原子力船を港に立ち上げる事項）の許可を受けないで第五十五条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

二十一 第五十一条の八第三項の規定に違反して特定第一種廃棄物理施設又は特定廃棄物管理施設を使用したとき。

二十二 第五一条の二十第一項の規定に違反したとき。

二十二の二 第五十一条の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じたとき。

二十二の三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

二十二の四 第五十一条の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削したとき。

二十二の五 第五一条の三十の規定による命令に違反したとき。

二十三 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更したとき。

二十四 第五十五条の二第三項の規定に違反して使用施設等を使用したとき。

二十五 第六十一条の規定に違反したとき。

二十六 第六十一条の二第三項（第六十四条の二第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止したとき。

二十七 第六十一条の二第三項（第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十八 第六十二条第一項の規定に違反したとき（第七十八条の五に該当する場合を除く。）。

二十九 第六十二条第一項の規定に違反したとき。

**第七十八条の二** 第六十一条の十八（第六十一条の二十三の二十において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

**第七十八条の三** 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の二十三の十六の規定による障害措置検査等実施業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定障害措置検査等実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条の四** 第六十十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条の五** 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十二条第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

**第七十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

**第八十条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一百万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつたとき。

一の二 第五十一条の三十二第二第一項の報告をせよ。又は虚偽の報告をしたとき。

一の三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

一の四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同條第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げたとき。

一の五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更につつたとき。

特定活動実施者に係る部分を除く。の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行つたとき。

四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じたとき。

五 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄したとき。

四 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬したとき。

七 第五十九条第八項の規定による国际規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

八 第五十九条第八項の規定による国际規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

九 第六十一条の三第一項の許可を受けないで第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第六十一条の六の規定による国际規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

十一 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の六の規定による国际規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

十五 第六十一条の六の規定による国际規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

十六 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十八 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第五十五条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

二十一 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十二 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十四 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十五 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十六 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十七 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十八 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十九 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行つたとき。

四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じたとき。

五 第五十七条の七第一項の規定による届出を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄したとき。

六 第五十八条第二項の規定による確認を受けず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬したとき。

七 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬したとき。

八 第五十九条第八項の規定による國際規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

九 第六十一条の三第一項の許可を受けないで第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第六十一条の六の規定による國際規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

十一 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十五 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十七 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十八 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第五十五条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

二十一 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十二 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十四 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十五 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十六 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十七 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十八 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

二十九 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

て同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
二 第五十七条の七第七項若しくは第八項、第六十一条の九の二第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
三 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつたとき。  
四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出来しないで国際規制物資を廃棄したとき。  
五 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十二条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更したとき。  
六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつたとき。  
七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
八 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反したとき。  
九 第六十一条の三(核原料物質使用者に係る部分に限る。)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
十 第六十七条(第一項(核原料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。)を除く。)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
十二 第六十八条第一項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十二条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における當該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十八條の四 第七十六条の二の罪は、刑法第三百八十二条の例に従う。  
2 第七十八条第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。  
一 第十二条の三第一項(第二十二条の七第二项、第四十三条の二の二第二項、第四十三条務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為を

十三 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避したとおり、撮影、測定、観測、調査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
十五 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
十六 第六十八条の二次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。  
一 第六十二条の二十の許可を受けないで情報処理業務の全部を廃止したとき。  
二 第六十二条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
三 第六十二条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
四 第六十二条の二十三の十五の許可を受けないで保障措置検査等実施業務の全部を廃止したとき。  
一 第六十二条の二十三の十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。  
二 第六十二条の二十三の二十九第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。  
三 第六十二条の二十三の二十九第二項又は第五十条の二第二項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者が免状を返納しなかつた者  
四 正当な理由なく、第二十二条の三第三項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者の免状を返納しなかつた者  
三 第六十二条の二十九第三項若しくは第五十条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
四 正当な理由なく、第二十二条の七の二第四項、第四十三条の二第二十二条の七の二第三項、第四十三条の二第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
五 第六十二条の二十九第四項又は第五十条の四の二第四項の規定による命令に違反した者  
四 正当な理由なく、第二十二条の七の二第四項、第四十三条の二第二项の規定による命令に違反した者  
三 第六十二条の二十九第五項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者  
四 正当な理由なく、第二十二条の七の二第四項、第四十三条の二第二项の規定による命令に違反した者  
五 第六十一条の二二十三の二十において準用する第六十二条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告をしたとき。  
六 第四十一条第二項(第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者  
八 第五十五条の二十第二項の規定による届出を怠つた者  
九 第五十九条の二第二項の規定に違反した者

したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。  
一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者(以下この条において「試験研究炉等設置者」という。)に係る部分を除く。)、第四号の二、第五号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)又は第六号から第七号の三まで、三億円以下の罰金刑  
二 第七十八条第一号、第三号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第四号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第八号の二(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第六号、第六号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第十号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第七号、第八号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十一号、第十二号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十三号の三、第十三号の四、第十三号の六、第十三号の七、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十五号の二(試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。)、第二十六号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第二十九号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第二十九号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第三十号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第二十九号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第三十号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)一億円以下の罰金刑  
三 第七十七条(第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十八条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十九条(第七十二条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第七十六条の二二十三の二十において準用する第六十二条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
三 第七十六条の二二十三の二十において準用する第六十二条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
四 第四十条第二項(第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者  
五 第三十一条、第四十三条の三の十七、第四十四条の三の二十九第四項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者  
四 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反した者  
五 第四十一条第二項(第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
六 第四十一条第二項(第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者  
七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を怠つた者  
八 第五十五条の二十第二項の規定による届出を怠つた者  
九 第五十九条の二第二項の規定に違反した者

十 第六十二条の九の三第二項の報告をせず、  
又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十  
六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二  
项若しくは第三項、第四十三条の三の八第三項、  
三十二条第二項、第四十三条の三の八第三項、第  
二项、第四十三条の十五第二項、第四十四条的  
四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一  
条の五第二項、第五十二条の十三第二項、第五  
十五条第二項、第五十五条的四第二項、第五十  
七条の七第三項（同条第二项第一号又は第五号  
に掲げる事項の变更に係る部分に限る。）、第六  
一条の五第二項又は第六十一条の五の三第二  
项の規定による届出を怠つた者は、十万円以下  
の過料に処する。

（第一審の裁判権の特例）  
（外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等）  
第八十四条 第七十八条の五の罪に係る訴訟の第  
一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。  
第十五章 外国船舶に係る担保金等の提供  
による釈放等

第八十五条 司法警察官である者であつて政令で  
定めるもの（以下「取締官」という。）は、次  
に掲げる場合には、当該船舶の船長（船長に代  
わつてその職務を行う者を含む。）及び違反者  
（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対  
し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなけ  
ればならない。  
一 第七十八条（第六十二条第一項に係る部分  
に限る。）、第七十八条の五、第八十条（第六  
十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第  
一項及び第三項に係る部分に限る。）又は第  
八十二条（第六十二条第一項、第六十七条第  
一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び  
第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる事  
件であつて外國船舶に係るもの（以下「事  
件」という。）に関する事件に関して船  
舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶  
の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍  
証書等」という。）の押収が行われた場合で  
あつて船長その他の乗組員が同号に規定する  
罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由が  
あると認められるとき。  
前項の規定により告知しなければならない事  
項は、次に掲げるものとする。

2 第八十五条 第八十五条から第八十七条までにお  
ける主務大臣及び前条における主務省令は、政  
令で定める。

（第一審の裁判権の特例）  
（外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等）  
第八十六条 前条第一項の規定による通知を受けたと  
きは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物  
を返還しなければならない。

第八十七条 担保金は、主務大臣が保管する。  
2 担保金は、事件に関する手続において、違反  
者がその求められた期日及び場所に出頭せず、  
又は返還された押収物で提出を求められたもの  
がその求められた期日及び場所に提出されなか  
ったときは、当該期日の翌日から起算して一月  
を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、當  
該期日の翌日から起算して一月を経過する日ま  
でに、当該期日の翌日から起算して三月を経過  
する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物  
を提出する旨の申出があつたときは、この限り  
でない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係  
る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収  
物が提出されなかつたときは、担保金は、その  
日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合に  
は、返還する。

（主務省令への委任）  
第八十八条 前三条の規定の実施のため必要な手  
続その他の事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）  
第八十九条 第八十五条から第八十七条までにお  
ける主務大臣及び前条における主務省令は、政  
令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

（昭和三四年四月四日法律第一〇  
附則（昭和三三年五月二〇日法律第一  
六一号））  
この法律は、公布の日から施行する。

（三号）抄  
（昭和三四年四月四日法律第一〇  
附則（昭和三三年五月二〇日法律第一  
六一号））  
この法律は、公布の日から施行する。

（四〇号）抄  
（昭和三七年五月一六日法律第一  
四〇号）  
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行  
する。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行  
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に  
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行  
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法  
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨  
げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に  
ついては、当該訴訟を提起することができない  
旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか  
わらず、なお從前の例による。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条

（施行期日）  
附則抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
をこえない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四  
項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定  
は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第三条 この法律の施行の際現に日本原子力研究  
所が設置している原子炉施設について、日本原子力  
研究所に第三十七条第一項の規定を適用する場  
合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とある  
のは、「この法律の施行の日から三十日以内  
に」とする。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を所  
有している者（日本原子力研究所並びに附則第  
二条第一項の規定により引き続き製錬の事業を  
行うことができる者で第三条第一項の指定を受  
けたもの及び附則第四条第一項の規定により引  
き続き核燃料物質を使用することができる者で  
第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。）  
が、総理府令で定めるところにより、その際所  
有する核燃料物質を原子炉公社、日本原子力  
研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置  
者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者  
がその核燃料物質を譲り受ける場合には、第六  
十一条の規定は、適用しない。

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の  
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
附則四七号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
をこえない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

（経過措置）  
第二条 この法律の施行の際現に規制法第二十三  
条第一項の許可を受けている者（同法第三十九  
条第五項の規定により原子炉設置者とみなされ  
ている者を含む。）については、この法律の施  
行の日から三月間は、第六条の規定は、適用せ  
ず、かつ、この法律の規定による改正前の規制  
法第二十三条第二項第九号に掲げる事項の変更  
の許可に係る同法の規定及び同法第七十八条第  
三号（同法第二十三条第二項第九号に係る部分  
をいう。）の規定は、なおその効力を有する。  
その期間内に第七条第一項の承認を申請した場  
合において、その申請について承認又は不承認  
の処分を受けるまでの間も、同様とする。

（施行期日）  
附則四七号抄

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法  
律の施行後この法律の規定による改正前の規制  
法第二十六条第一項（同法第二十三条第二項第  
九号に係る部分をいう。）の規定がその効力を失  
う前にした行為に対する罰則の適用については、  
は、なお從前の例による。

（施行期日）  
附則四〇号抄

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行  
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に  
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行  
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法  
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨  
げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に  
ついては、当該訴訟を提起することができない  
旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか  
わらず、なお從前の例による。

（施行期日）  
附則四〇号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこ  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。ただし、第二条、第五十二条、第五十三  
条、第五十五条及び第七十八条第七号の改正規  
定は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
附則四〇号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこ  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に  
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行  
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法  
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨  
げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に  
ついては、当該訴訟を提起することができない  
旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか  
わらず、なお從前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

### 附 則（昭和三九年七月一一日法律第一七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則（昭和四〇年五月二二日法律第七八号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則（昭和四二年七月二〇日法律第七三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則（昭和四二年七月二〇日法律第七一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則（昭和四二年八月一日法律第一一二〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和四二年八月一日法律第一一二〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、(施行期日)抄

2 この法律の施行の際現に加工事業者が工事に着手し又は工事を完了している加工施設に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十一条の二第一項の認可及びこの法律の施行の際に日本原子力研究所が設置し又は設置に着手している原子炉に係る改正後の法第二十三条第一項の許可は、次項の規定により当該加工事業者又は日本原子力研究所が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日に行なわれたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に改正前の法第二十九条第一項の検査に合格している原子炉施設は、改正後の法第二十八条第一項の検査に合格していいるものとみなす。

4 改正後の法第六十一条の二第一項の規定は、この法律の施行の日から六十日を経過した日以後に使用される核原料物質について適用する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（昭和三九年七月一一日法律第一七〇号）抄

1 この法律は、(施行期日)抄

2 この法律は、(施行期日)抄

3 この法律は、(施行期日)抄

4 この法律は、(施行期日)抄

5 この法律は、(施行期日)抄

6 この法律は、(施行期日)抄

7 この法律は、(施行期日)抄

8 この法律は、(施行期日)抄

9 この法律は、(施行期日)抄

10 この法律は、(施行期日)抄

11 この法律は、(施行期日)抄

12 この法律は、(施行期日)抄

13 この法律は、(施行期日)抄

14 この法律は、(施行期日)抄

15 この法律は、(施行期日)抄

16 この法律は、(施行期日)抄

17 この法律は、(施行期日)抄

18 この法律は、(施行期日)抄

19 この法律は、(施行期日)抄

20 この法律は、(施行期日)抄

21 この法律は、(施行期日)抄

22 この法律は、(施行期日)抄

23 この法律は、(施行期日)抄

24 この法律は、(施行期日)抄

25 この法律は、(施行期日)抄

26 この法律は、(施行期日)抄

27 この法律は、(施行期日)抄

28 この法律は、(施行期日)抄

29 この法律は、(施行期日)抄

30 この法律は、(施行期日)抄

31 この法律は、(施行期日)抄

32 この法律は、(施行期日)抄

33 この法律は、(施行期日)抄

34 この法律は、(施行期日)抄

35 この法律は、(施行期日)抄

36 この法律は、(施行期日)抄

37 この法律は、(施行期日)抄

38 この法律は、(施行期日)抄

39 この法律は、(施行期日)抄

40 この法律は、(施行期日)抄

始前に「とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号）の施行の日から三十日以内に」とする。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律は、(施行期日)抄

4 旧規制法第七十三条の規定の適用を受けた原子炉施設であつて、附則第一条第三号に掲げる日ににおいて現に電気事業法又は船舶安全法の関係規定に従い適法に使用されているものについては、同日に新規制法第二十九条第一項の検査に合格したものとみなして、新規制法の規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7 附 則（昭和五四年六月一一日法律第四四号）抄

8 この法律は、(施行期日)抄

9 この法律は、(施行期日)抄

10 この法律は、(施行期日)抄

11 この法律は、(施行期日)抄

12 この法律は、(施行期日)抄

13 この法律は、(施行期日)抄

14 この法律は、(施行期日)抄

15 この法律は、(施行期日)抄

16 この法律は、(施行期日)抄

17 この法律は、(施行期日)抄

18 この法律は、(施行期日)抄

19 この法律は、(施行期日)抄

20 この法律は、(施行期日)抄

21 この法律は、(施行期日)抄

22 この法律は、(施行期日)抄

23 この法律は、(施行期日)抄

24 この法律は、(施行期日)抄

25 この法律は、(施行期日)抄

26 この法律は、(施行期日)抄

27 この法律は、(施行期日)抄

28 この法律は、(施行期日)抄

29 この法律は、(施行期日)抄

30 この法律は、(施行期日)抄

31 この法律は、(施行期日)抄

32 この法律は、(施行期日)抄

33 この法律は、(施行期日)抄

34 この法律は、(施行期日)抄

35 この法律は、(施行期日)抄

36 この法律は、(施行期日)抄

37 この法律は、(施行期日)抄

38 この法律は、(施行期日)抄

39 この法律は、(施行期日)抄

40 この法律は、(施行期日)抄

（施行期日）	（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による検査にについてされている申請は、新法第四十六条第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による検査の合格）	（この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）
（附則）	（昭和五五年五月七日法律第四三号）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」）の規定による認可又は検査の認可又は検査の合格による認可又は検査の合格による認可）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律による改正前の核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）の規定による認可又は検査の合格による認可）

（施行期日）	（この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）
（附則）	（昭和六一年五月二七日法律第七三号）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」）の規定による認可又は検査の認可又は検査の合格による認可又は検査の合格による認可）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律による改正前の核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）の規定による認可又は検査の合格による認可）

（施行期日）	（第一条の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定による特例）
（附則）	（昭和六三年五月二七日法律第六九号）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（第一条の改正規定、第二条の改正規定による特例）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。）

（施行期日）	（第一条の改正規定（第七十七条）を「第七十六条の二」に改める部分に限る。）及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定による特例）
（附則）	（平成五年一月一二日法律第八九号）
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置））
（新法第四十六条第一項及び第二項の規定による認可）	（この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めがされた場合ににおいては、当該諮問その他の求めが係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。）

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第十三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)</p> <p><b>第十四条</b> この法律の施行前に法律の規定により行われた听聞、听問若しくは听聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手續は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任)</p>	<p><b>第十五条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>(施行期日) <b>第一条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年五月一二日法律第九一 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成八年六月一四日法律第八〇 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>

<p><b>第二条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年六月一三日法律第八〇 (施行期日) 第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する(経過措置)</p>	<p><b>第一条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年六月一四日法律第八〇 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>第二条</b> この法律は、包括的核実験禁止条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年六月一三日法律第八〇 (施行期日) 第一条 この法律は、中央省庁等改革関係法規(経過措置)</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>

<p><b>第二条</b> この法律の施行日の日が中央省庁等改革関係法規(施行法(平成十一年法律第六十号))の施行の日前である場合には、同法第九百四条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十七条の二の改正規定に係る部分に限る。)中「第六十七条の二第二項」とあるのは、「第六十七条の三第二項」とする。</p> <p>この法律の施行の日がテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第一百二十一号))の施行の日前である場合には、同法第一項中「第七十六条の四」とあるのは、「第七十六条の五」とする。</p> <p>附則第一条第二項中「第七十六条の四」とあるのは、「第七十六条の五」とする。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二〇日法律第六二号) (施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二〇日法律第六二号 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---	---

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第一項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。 (手数料に関する経過措置)

**第一百六十三条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第百十一条の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。  
(経過措置)

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一一年一二月一七日法律第一五七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十条第一項又は第五十六条の三第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までは、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項又は第五十六条の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

**第一条** 平成十二年九月三十日までに新法第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十二条第一項又は第五十六条の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合、それぞれ当該規定による認可又は認可の拒否のあつた日

**第一条** 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日

**第一条** 旧法第十六条の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

**第一条** 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日

**第一条** この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第十六条の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

**第一条** この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日以後である場合には、第六十七条の二とあるのは、「第六十七条の三」とする。

**附 則** (平成一一年一二月二二日法律第二二〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一三年一月一六日法律第一二二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一三年一月一六日法律第一二二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年一二月一八日法律第一二〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。

する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百七十九号）附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

**第九条** 前条の規定の施行前に同条の規定による「旧原子炉等規制法」（以下この条において「旧原子炉等規制法」という。）第十六条の第四項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項若しくは第五十五条の三第一項の規定による検査の申請がされた施設の検査又は旧原子炉等規制法第五十一条の六第二項若しくは第五十九条の二第二項（旧原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（旧原子炉等規制法第五十九条の二第二項の確認については、旧原子炉等規制法第六十条に規定する承認容器による一条の四十二第二項に規定する運搬物に係る確認及び旧原子炉等規制法第六十一条の四十三第二項に規定する運搬方法確認に限る。）の申請がされた措置の確認については、なお従前の例による。

**旧原子炉等規制法の規定に基づき旧原子炉等規制法第六十七条第三項に規定する指定検査機関等が行う検査又は確認の業務に係る处分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。**

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第十三条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**附 則（平成一六年一二月三日法律第一五五号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第十八条** 前条の規定の施行の際現に旧機構が同条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第三項において「旧原子炉等規制法」という。）第四十四条第三項の承認を受けている再処理施設において行われる再処理の事業について、次項の規定により機構に係る通則法第五十五条第一項の設立委員（次項において「設立委員」という。）が提出する書類に記載されたところにより、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正法第五十三条の三の二第二項に規定する法律（以下この条において「新原子炉等規制法」という。）第四十四条第一項の指定があつたものとみなして、新原子炉等規制法の規定を適用する。

**2** 設立委員は、前項の規定の適用を受ける再処理の事業について、新原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、前条の規定の施行の日前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

**3** 前条の規定の施行の際に現に旧原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

**第十三条** この法律の施行前に旧法第二十二条の二第一項、第四十三条の二十一第一項又は第五十五条の二第二項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第三八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第五十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為について、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合は、その申請について認可があつた旨又は再処理の事業の廃止に係る新法第二十二条の八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第五十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為について、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合は、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

**（施行期日）**

**四号）抄**

**（施行期日）**

**第二条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（経過措置）**

**第一条** この法律の施行前にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第三项の二第一項に規定する法律（以下「新法」という。）第十四条の二第二項又は第五十条の五第二項に規定する廃止措置を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができる。

**2** 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項に規定する廃止措置に相当する行為について、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合は、その申請について認可があつた旨又は再処理の事業の廃止に係る新法第二十二条の八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第五十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為について、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合は、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

**（施行期日）**

**（施行期日）**

**第五条** この法律の施行前に、旧法第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、旧法第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項、第四十三条の十六、第五十一条の十四、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定による許可を

**3** 新法第五十七条の六第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第四十三条の二十七第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三条の二十一第一項

**4** 第二項の規定により受けた認可は、新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

**4** 第二項の規定により受けた認可は、新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

**第五条** この法律の施行前に、旧法第六十一条第九号及び第六十六条の規定並びに同条第二項において準用する旧法第五十七条、第五十八条から第五十九条の三まで及び第六十条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

**第六条** この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の

行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布的起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布的起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧原子炉等規制法」という。)第五十一条の二第一項の規定によりされている廃棄物埋設の事業の許可は、第

二条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新原子炉等規制法」という。)第五十一条の二第一項の規定によりされた第二種廃棄物埋設の事業の許可とみなす。

#### (罰則)

第六条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可についてされている申請は、新業の許可とみなす。

#### (検討)

第七条 附則第五条の規定により新原子炉等規制法の規定による事業の許可とみなされた場合に

おいて、この法律の施行前に、旧原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実があつたときは、それぞれ新原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実があつたものとみなして、同

号に該当する事実があつたものとみなして、同条第一項又は第二項の規定を適用する。

第八条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続

その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法

律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置

は、政令で定める。

#### (検討)

第一条 この法律は、公布の日起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日起から施行する。

第一条 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る

)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十三条及び第八十七条の規定 公布の日

二 略 三 附則第十六条、第二十条、第三十一条、第三百一十二条、第五十八条、第六十九条、第九十条及び第九十六条の規定 平成二十五年四月一日

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七條、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政

令で定める日

五 附則第十八条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第二十七条から第三十条までの規

定期 施行日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

#### (検討)

第一条 この法律の施行後に五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十九条 この法律の施行の際現に第十五条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「旧規制法」という。)第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされ

る指定、旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十五条の五第一項、第四十三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指

定、新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十五条の五第一項、第四十四条の四第一項、第五十一

条第一項、第四十六条第一項若しくは第五十五条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十六

条第一項、第五十三条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項若しくは第五十五

条第一項、第四十四条の四第一項、第五十一

条第一項、第四十五条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五

条第一項、第四十六条第一項若しくは第五十五

条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五

条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十五

条第一項、第五十四条第一項、第五十一

条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十五

条第一項、第五十六条第一項若しくは第五十六

条第一項、第五十七条第一項若しくは第五十七

条第一項、第五十八条第一項若しくは第五十八

条第一項、第五十九条第一項若しくは第五十九

条第一項、第六十条第一項若しくは第六十

条第一項、第六十一条第一項若しくは第六十一

条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十二

条第一項、第六十三条第一項若しくは第六十三

条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十四

条第一項、第六十五条第一項若しくは第六十五

条第一項、第六十六条第一項若しくは第六十六

条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十七

条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十八

条第一項、第六十九条第一項若しくは第六十九

条第一項、第七十条第一項若しくは第七十

条第一項、第七十一条第一項若しくは第七十一

条第一項、第七十二条第一項若しくは第七十二

条第一項、第七十三条第一項若しくは第七十三

条第一項、第七十四条第一項若しくは第七十四

条第一項、第七十五条第一項若しくは第七十五

条第一項、第七十六条第一項若しくは第七十六

条第一項、第七十七条第一項若しくは第七十七

条第一項、第七十八条第一項若しくは第七十八

条第一項、第七十九条第一項若しくは第七十九

条第一項、第八十条第一項若しくは第八十

条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十一

条第一項、第八十二条第一項若しくは第八十二

条第一項、第八十三条第一項若しくは第八十三

条第一項、第八十四条第一項若しくは第八十四

条第一項、第八十五条第一項若しくは第八十五

条第一項、第八十六条第一項若しくは第八十六

条第一項、第八十七条第一項若しくは第八十七

条第一項、第八十八条第一項若しくは第八十八

条第一項、第八十九条第一項若しくは第八十九

条第一項、第九十条第一項若しくは第九十

条第一項、第九十一条第一項若しくは第九十一

条第一項、第九十二条第一項若しくは第九十二

条第一項、第九十三条第一項若しくは第九十三

条第一項、第九十四条第一項若しくは第九十四

条第一項、第九十五条第一項若しくは第九十五

条第一項、第九十六条第一項若しくは第九十六

条第一項、第九十七条第一項若しくは第九十七

条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十八

条第一項、第九十九条第一項若しくは第九十九

条第一項、第一百条第一項若しくは第一百

条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一

条第一項、第一百十二条第一項若しくは第一百二

条第一項、第一百十三条第一項若しくは第一百三

条第一項、第一百十四条第一項若しくは第一百四

条第一項、第一百十五条第一項若しくは第一百五

条第一項、第一百十六条第一項若しくは第一百六

条第一項、第一百十七条第一項若しくは第一百七

条第一項、第一百十八条第一項若しくは第一百八

条第一項、第一百十九条第一項若しくは第一百九

条第一項、第一百二十条第一項若しくは第一百十

条第一項、第一百二十一条第一項若しくは第一百二

条第一項、第一百二十二条第一項若しくは第一百二

条第一項、第一百二十三条第一項若しくは第一百二

条第一項、第一百二十四条第一項若しくは第一百四

条第一項、第一百二十四条第一項

一条の十二第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

**第二十条** 附則第三条第三号に掲げる規定の施行前に附則第十六条による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「第三号旧規制法」という。）の規定により文部科学大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、附則第十六条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「第三号新規制法」という。）の規定により文部科学大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧規制法の規定により文部科学大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、第三号新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第三号旧規制法の規定により文部科学大臣に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを第三号新規制法の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第三号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧規制法の規定により発せられた文部科学省令は、第三号新規制法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力を有する。

**第二十一条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいい。以下同じ。）以外の旧原子炉（第四号旧規制法第二条第四項に規定する

る原子炉をいう。次項において同じ。）の設置に係るものに限る。）についてされている申請に係るものに限る。）についてされている申請は、附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号新規制法」という。）第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定による認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉に係る旧原子炉設置者（第四号旧規制法第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。）に対してもした処分、手続その他の行為又は同章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者（第四号旧規制法第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。）に対してもした処分、手続その他の行為又は同章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者（第四号旧規制法第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。）に対してもした処分、手続その他の行為又は同章の規定若しくはこれに基

2 附則第四号旧規制法第四章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者（第四号旧規制法第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。）に対してもした処分、手続その他の行為又は同章の規定若しくはこれに基

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行後は、第三号新規制法の相当規定に基づいて試験研究用等原子炉設置者（第四号新規制法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者をいう。以下この項において同じ。）に対してもしたもの又は同節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者がしたものとみなす。

**第二十二条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定によりされている申請者をいう。以下この項において同じ。）に対してもしたもの又は同節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者がしたものとみなす。

**第二十三条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第二十三条第一項若しくは第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

**第二十四条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第三十一条第一項、第四十三条の三の二第一項、第四十三条の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項及び第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第四号新規制法第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後ににおいては、附則第十八条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号新規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで）に掲げる基準に適合しないと認めるとときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第三十一条第一項若しくは第三十七条第一項、第四十三条の三の二第一項、第四十三条の二第二項、同条第三項において准用する第四号旧規制法第十二

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第三十一条第一項若しくは第三十七条第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 第四号新規制法第七十一条第五項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

**第二十五条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第三十一条第一項若しくは第三十七条第一項、第四十三条の三の二第一項、第四十三条の二第二項、同条第三項において准用する第四号旧規制法第十二

5 原子力規制委員会は、第一項に規定する者が同一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第四号新規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転の停止を命ずることができる。

6 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。新規制法第六十九条第六項の規定による新発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

8 第五項の規定による新発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

10 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第三十一条第一項若しくは第三十七条第一項、第四十三

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三号新規制法第三十一条第一項若しくは第三十七条第一項、第四十三

の申請（これらの変更が第四号新規制法第十四条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可にあつては同号に掲げる規定の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の規定によりされた届出であつてその届出が受理された日から三十日を経過したものとみなし、当該変更の許可の申請にあつては同号に掲げる規定の施行の日において同項の規定によりされた届出とみなす。

**第二十五条** 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの（次項において「既設発電用原子炉」という。）に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第三条第五号に掲げる規定の施行においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十九条第一項」とする。）

前項の規定にかかわらず、既設発電用原子炉のうち、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）（以下「旧電気事業法」という。）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して三十七年を経過しているものに対する第四号新規制法第四十三条の三十一第一項（附則第三条第五号に掲げる規定の施行においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該变更是第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十九条第一項」に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの（次項において「既設発電用原子炉」という。）に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第三条第五号に掲げる規定の施行においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十九条第一項」とする。）

2 行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

**第二十六条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

**第二十七条** 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第三条第一項若しくは第四十条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第四十条第一項の規定による指定、第五号新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六第一項、第二十六条第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

3 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

**第二十八条** 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に附則第十八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号旧規制法」という。）

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の規定による加工の事業の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工（第五号新規制法第十八条第一項若しくは第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。）の事業に係る事項について変更を命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、加工事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ぜることができる。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

**第二十九条** 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の許可を受けている者（第五项において「加工事業指定を受けている者（第五项において「再処理事業者」という。）は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工（第五号新規制法第二条第九項に規定する加工をいう。）の事業に係る事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号

の申請（これらの変更が第四号新規制法第十四条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可にあつては同号に掲げる規定の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の規定によりされた届出であつてその届出が受理された日から三十日を経過したものとみなし、当該変更の許可の申請にあつては同号に掲げる規定の施行の日において同項の規定によりされた届出とみなす。

**第二十五条** 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの（次項において「既設発電用原子炉」という。）に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第三条第五号に掲げる規定の施行においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十九条第一項」とする。）

前項の規定にかかわらず、既設発電用原子炉のうち、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第四十九条第一項（以下「旧電気事業法」という。）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して三十七年を経過しているものに対する第四号新規制法第四十三条の三十一第一項（附則第三条第五号に掲げる規定の施行においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該变更是第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十九条第一項」とする。）

2 行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

**第二十六条** 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

**第二十七条** 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第三条第一項若しくは第四十条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第四十条第一項の規定による指定、第五号新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六第一項、第二十六条第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の規定による加工の事業の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工（第五号新規制法第十八条第一項若しくは第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。）の事業に係る事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号

新規制法第四十四条の二第一項第二号又は第四号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

に第五号旧規制法第四十四条第一項の規定によ

る再処理の事業の指定の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月

以内に、当該再処理の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる

事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

原子力規制委員会は、再処理事業者が第一項  
しなければならない

前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規

制法第四十四条第一項の指定を取り消し、又は  
一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずる二

一年以内の期間を定めて事業の停止を命ぜることができる。

**第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場**

合に準用する。

第一項役員の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処する。

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

他の従業者が、その法人又は人の業務に関し二重二重の基で行なつては、行なはずと

で前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項

**第三十条** 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の罰金刑を科する。

前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定にて、(一)二千円、(二)一千円、(三)五百円

定によりされた許可 謄可 指定その他の处分  
又は通知その他の行為は、法令に別段の定めが

あるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相

当規定によりされた許可、認可、指定その他の  
処分又は通知その他の行為ヒミよト。

2 愚考又は通知その他の行為とみだす  
附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現

に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定

3 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第  
五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により  
報告・届出・提出その他の手続をしなければ  
ならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日  
前にその手續がされていないものについては、  
法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲  
げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法  
又はこれに基づく命令の相当規定によりその手  
續がされていないものとみなして、第五号新規  
制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。  
**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第八十六条** この法律(附則第一条各号に掲げる  
規定にあっては、当該規定。以下この条におい  
て同じ)の施行前にした行為及びこの附則の  
規定によりなお従前の例によることとされる場  
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す  
る罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十七条** この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で  
定める。

(検討)

**第九十七条** 附則第十七条及び第十八条の規定に  
よる改正後の規定については、その施行の状況  
を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があ  
ると認められるときは、その結果に基づいて所  
要の措置が講ぜられるものとする。

**附 則 (平成一五年一月二二日法律第  
八二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**第十四条** 施行日前に前条の規定による改正前の  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関  
する法律(これに基づく命令を含む。次項にお  
いて「旧規制法」という。)の規定により機構  
がした検査、確認、審査その他の処分又は通知  
の他の行為は、施行日以後は、同条の規定に  
みなす。

<p><b>第二十三条</b> 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原物料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（調整規定）</p>	<p>2 この法律の施行の際現に旧規制法の規定により機構に対してされている申請その他の行為は、新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣に対ししてされた申請その他の行為とみなす。</p>
<p>附 則</p> <p>（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p>第五十一条の五 第五十一条の十 第十第三項を削る。</p> <p>第五十五条の二 第五十五条の二第三項を削る。</p> <p>第二十九条第三項を削る。</p>
<p>第五十一条の五 第五十一一条第五十一一条の十第三項 第十第三項を削る。</p>	<p>第五十五条の二 第五十五条の二第三項を削る。</p>
<p>第五十一条の五 第五十一一条第五十一一条の十第三項 第十第三項を削る。</p>	<p>第五十五条の二 第五十五条の二第三項を削る。</p>
<p>第五十一条の五 第五十一一条第五十一一条の十第三項 第十第三項を削る。</p>	<p>第五十五条の二 第五十五条の二第三項を削る。</p>

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合には、当該他の不服申立てを提起する場合を含む。）により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てについては、なお従前の例による。）

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により審査請求の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

**第十条** この附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
（二号）抄  
（五号）抄  
附 則 （平成二九年五月一八日法律第四  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。







いう。)から起算して三十年を経過しているものに限る。)を運転している者であつて、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第43条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画(同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

前項の規定により認可を受けなければならない长期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。

1 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの(次号に掲げるものを除く。)運転開始日から起算して五十年を経過する日

2 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの(次号に掲げるものを除く。)運転開始日から起算して五十年を経過する日

3 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの運転開始日から起算して六十年を経過する日

第一項の認可を受けた長期施設管理計画(附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間が一年以内である場合には、当該长期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前において、新原子炉等規制法第43条の三の三十二第一項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における长期施設管理計画の認可を受けられる。この場合において、当該認可是、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

4 前項の認可の申請は、第四号施行日の前までに当該申請に対する処分がされなかつたときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第43条の三の三十二第一項の認可の申請とみなす。

5 原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通知するものとする。

第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第六条 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第43条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、第四号施行日前において、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

第二十二条 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号から第十五回までの規定」とする。

(調整規定)

第二十六条 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号から第十五回までの規定」とする。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月七日法律第四十七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構

法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、

附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第四項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の規定にあっては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第43条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十八条(検討)

政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設(原子炉等規制法第43条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。)の安全の確保のための規制の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。